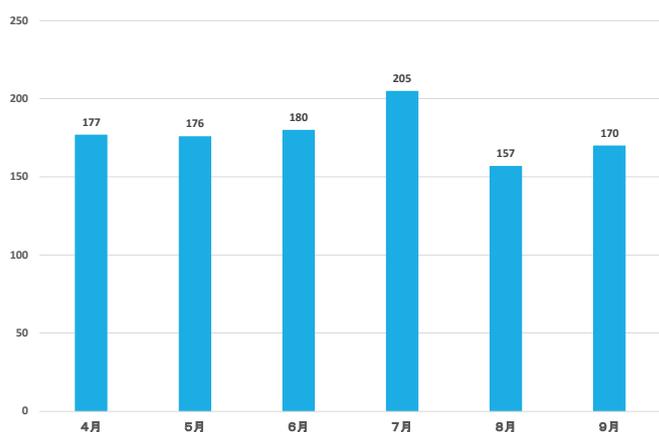


介護サービス事業所における事故について

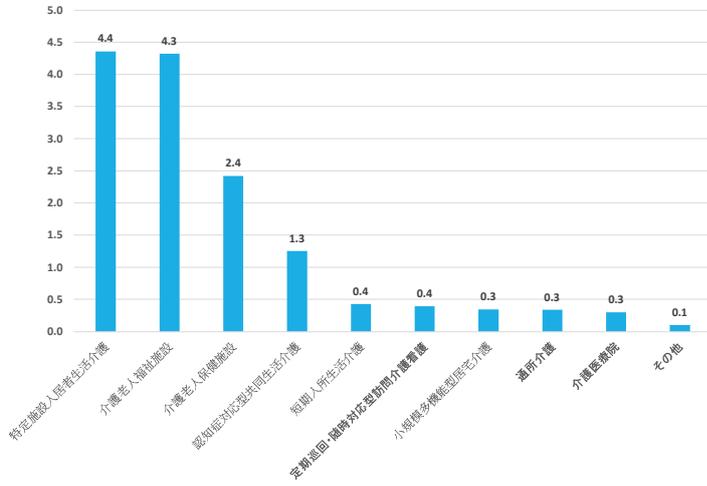
1 事故件数(月別)



発生月	発生件数 (単位: 件)
4月	177
5月	176
6月	180
7月	205
8月	157
9月	170
計	1,065

※本市に提出された事故報告書のうち、令和7年4月1日から同年9月30日までに発生した事故を集計

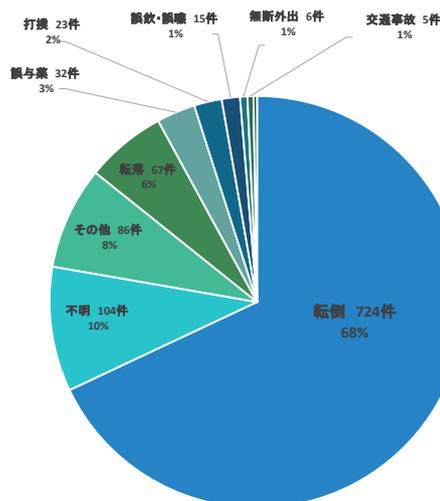
2 事故件数(サービス別)



サービス種別	件数	1事業所あたりの発生数
特定施設入居者生活介護	244	4.4
介護老人福祉施設	311	4.3
介護老人保健施設	75	2.4
認知症対応型共同生活介護	210	1.3
短期入所生活介護	71	0.4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11	0.4
小規模多機能型居宅介護	13	0.3
通所介護	81	0.3
介護医療院	3	0.3
その他	46	0.1
計	1,065	—

※本市に提出された事故報告書のうち、令和7年4月1日から同年9月30日までに発生した事故を集計

3 事故件数(事故種類別)

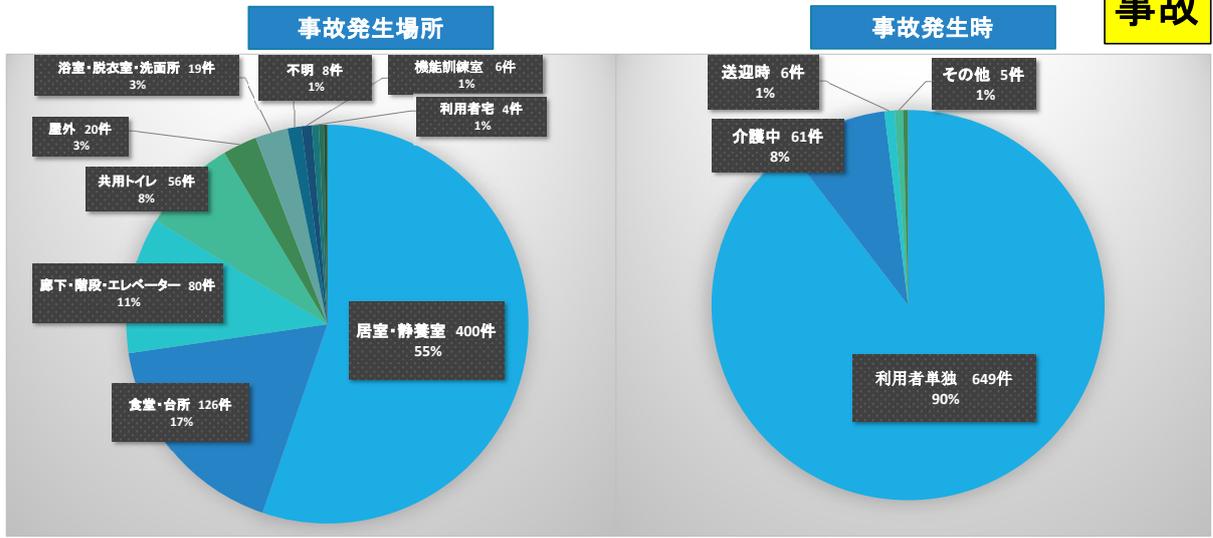


転倒事故(介護度別)

要支援1	6件
要支援2	27件
要介護1	150件
要介護2	154件
要介護3	232件
要介護4	122件
要介護5	33件

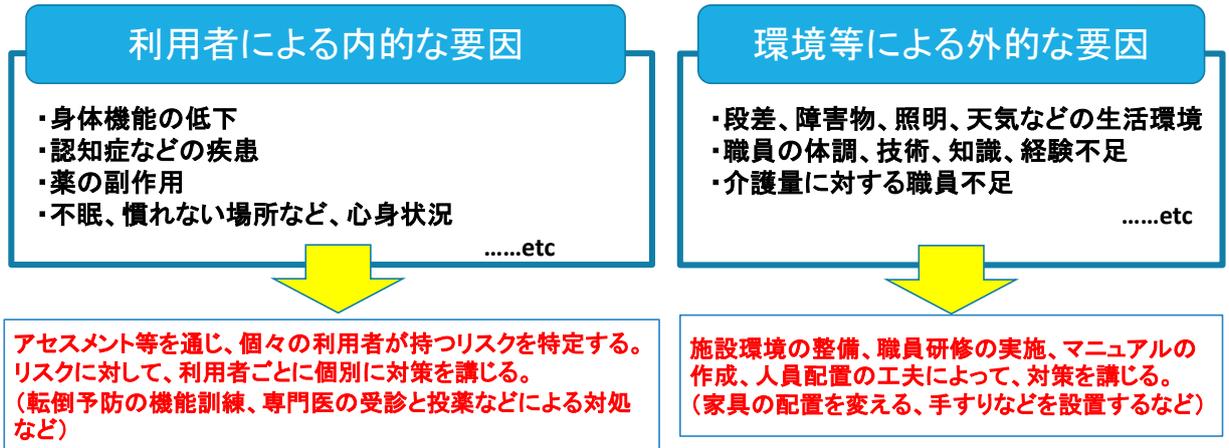
※本市に提出された事故報告書のうち、令和7年4月1日から同年9月30日までに発生した事故を集計

4 事故背景



※本市に提出された事故報告書のうち、令和7年4月1日から同年9月30日までに発生した事故を集計

5 事故対策(その1)



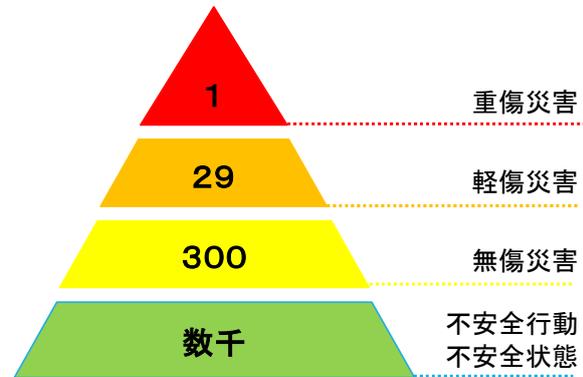
➤ 介護事故は、ゼロにはできないが、予見可能な事故は防ぐ！

6 事故対策(その2)

ハインリッヒの法則(1:29:300の法則)

- 「同じ人間が起こした330件の災害のうち、1件は重い災害(死亡や手足の切断等の大事故のみではない。)があったとすると、29回の軽傷(応急手当だけですむかすり傷)、傷害のない事故(傷害や物損の可能性のあるもの)を300回起こしている。」というもので、300回の無傷害事故の背後には数千の不安全行動や不安全状態があることも指摘しています。
- これらの研究成果で重要なことは、比率の数字ではなく、**災害という事象の背景には、危険有害要因が数多くある**ということであり、**ヒヤリハット等の情報をできるだけ把握し、迅速、的確にその対応策を講ずることが必要である**ということです。

(厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」より)



ヒヤリハット・事故が生じた時は、職員に共有し、多角的要因分析により、リスクの対策を行う!

7 介護事故と介護保険法の関係

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第37条「事故発生時の対応」

(1). 第1項

(指定訪問介護事業者)は、利用者に対する(指定訪問介護)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(2). 第2項

(指定訪問介護事業者)は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(3). 第3項

(指定訪問介護事業者)は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行わなければならない。

施設系サービス(上記に加えて)

- | | | | |
|-------------------|------------------------------------|--------------------------------|------------------------|
| ① 事故発生防止のための指針の整備 | ② 事故・ヒヤリハットの内容と改善策を従業者に周知徹底する体制の整備 | ③ 事故発生防止のための委員会と従業者に対する研修の定期開催 | ④ ①～③を適切に実施するための担当者の設置 |
|-------------------|------------------------------------|--------------------------------|------------------------|